

様式第 1 号 (第 3 条)

見 積 書

令和7年 月 日

分任支出負擔行為担当官

網走西部森林管理署長 佐野 由輝 殿

(見積人)

住所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

¥

ただし、「生田原車庫解体撤去工事」の代金
上記金額は消費税を含まない。

上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及び現場説明事項を承知の上、見積します。

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第2号（第3条）

委任状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 見積年月日 令和7年 月 日
- 2 件 名 生田原車庫解体撤去工事
- 3 見積書提出に関する一切の件

令和7年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

分任支出負担行為担当官

網走西部森林管理署長 佐野 由輝 殿

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 生田原車庫解体撤去工事
- 2 工 事 場 所 紋別郡遠軽町生田原 1 4 3 - 3
- 3 工 期 契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 1 3 日まで
- 4 請負代金額 円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金額 免除
- 6 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
 〔北海道〕建設工事紛争審査会
- 7 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選 択 条 項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
	[] 主任技術者 [] 監理技術者		第10条第 1 項第 2 号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払		第35条第 1 項
×	中間前金払		第35条第 5 項
×	部分払	回以内	第38条
×	部分払の対象となる工場製品		第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

8 建設発生土の搬出先等 該当なし

9 解体工事に要する費用等 別紙1のとおり

[注] 工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合に限る。

10 工事仕様書 別紙2のとおり

11 特約事項 特になし

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページ上に掲載している国有林野事業工事請負契約約款（本工事の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 （住所）紋別郡遠軽町大通北4丁目1番地1
（氏名）分任支出負担行為担当官
網走西部森林管理署長 佐野 由輝 印

受注者 （住所）

（氏名） 印

[注] 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①建築設備・ 内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③外装材・上 部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎 ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

建設資材廃棄物の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

〔注〕 運搬費を含む。

工事仕様書

(生田原車庫解体撤去工事)

1 総則

- (1) 受注者は、本請負契約の履行については、契約条件によるほか、本仕様書に基づいて行うこと。
- (2) 仕様書、内訳書、図面等に記載されていない事項については、監督職員と協議のうえ決定すること。
- (3) 本請負契約の履行にあたっては、すべて誠実を旨とし、かつ履行の細部については監督職員の指示に従わなければならない。
- (4) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)」に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である。
- (5) 受注者は排出事業者として、本工事に伴い発生する廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」に沿って適正に処理すること。

2 工事要領

- (1) 工事内容は別紙「工事内訳書」のとおり。
- (2) 受注者は、監督職員と事前に工程調整を行うとともに、敷地周辺への騒音・振動対策等に努めること。
- (3) 工事施工写真の提出
工事の施工状況について、施工前、施工中、施工後の写真を撮影し提出すること。
なお、表紙に工事名、工事期間を記入し、撮影箇所等を明示すること。
- (4) マニフェスト（産業廃棄物管理票）の提出
本工事に伴い発生した産業廃棄物の処理が終了したことを確認するため、成果品としてマニフェスト（産業廃棄物管理票）の写しを提出すること。

3 その他

- (1) 軽微な変更
軽微な変更を行う場合は、監督職員の指示によること。なお、この場合請負金額の増減は行わない。

(2) 工事期間の延長

工事期限までに施工を完了することができないと認めるときは、発注者に対して遅滞なくその理由を詳記した書面により工事期間の延長を求め、承認を得なければならない。

(3) 現場養生等

施工にあたっては、適正に養生・清掃を行うこと。また、日々の作業終了時は資材等の整理整頓と清掃に努めること。

(4) 現場管理

受注者は「労働基準法」「労働安全衛生規則」「消防法」その他関係規則に従って施工管理し、労務の安全・衛生、その他、風水害、火災、盗難、風紀、その他の公害防止に努めること。

(5) 施工に当たり疑義が生じたときは、監督職員の指示を受けこれに従うこと。

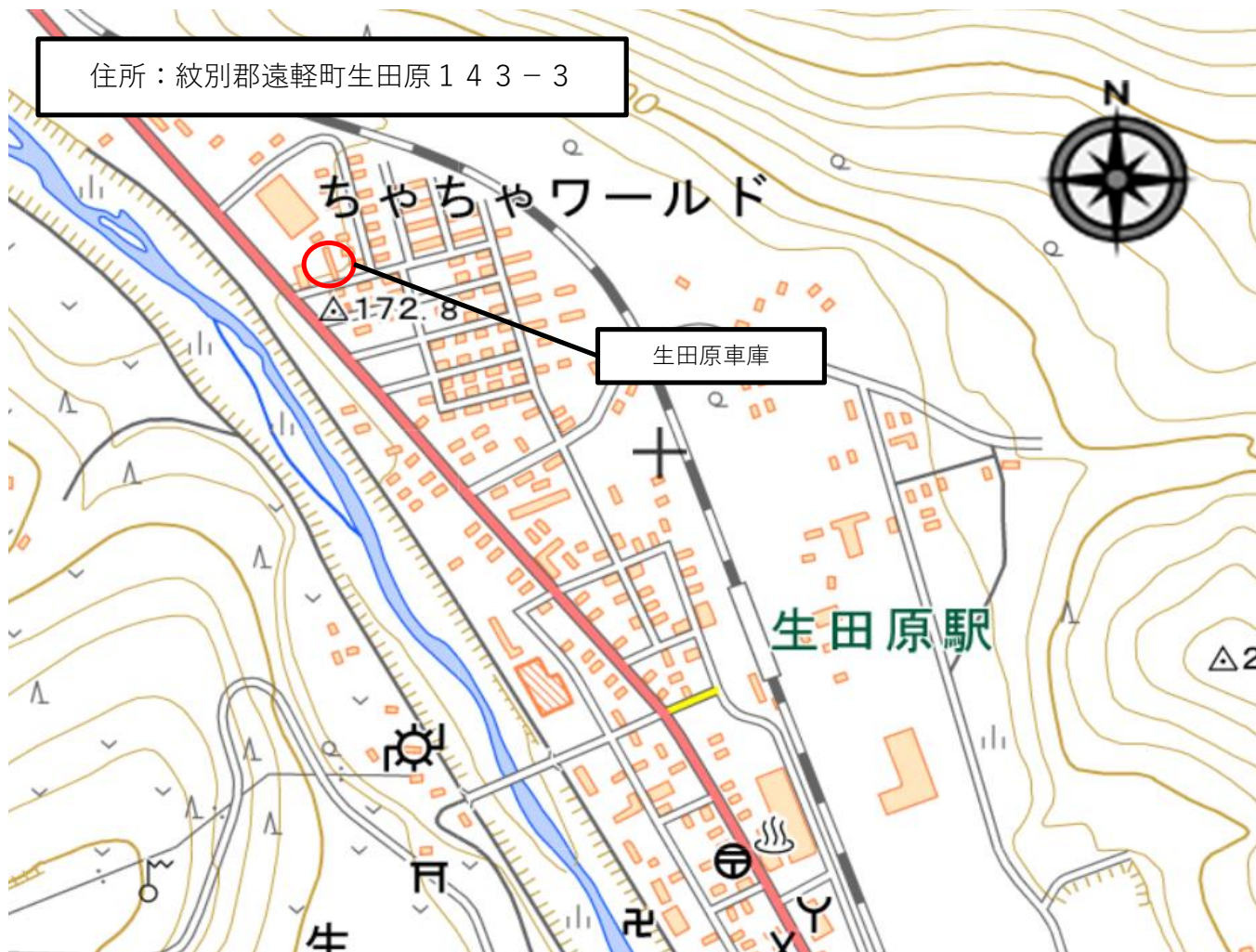
工事内訳書

工事名：生田原車庫解体撤去工事

名 称	仕様・規格	数 量	単位	備 考
1 直接工事	7連車庫、鉄骨造、延面積96㎡			
解体工事費		1	式	
廃棄物運搬費		1	式	
廃棄物処分費		1	式	
外構工事費		1	式	
2 共通費				
共通仮設費		1	式	
現場管理費		1	式	
一般管理費		1	式	
業務価格合計				
消費税		10	%	
総計				

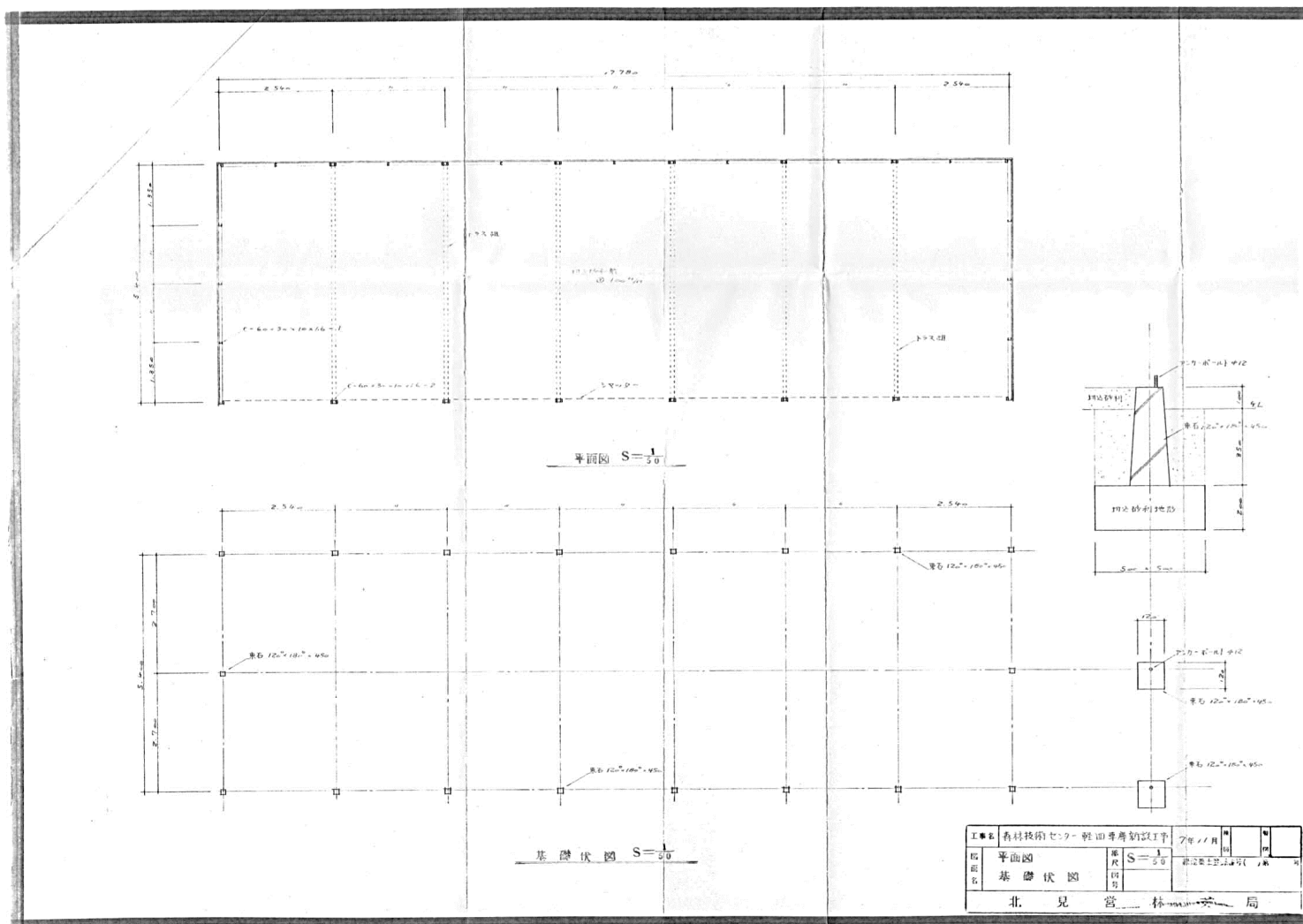
位置図（生田原車庫）

住所：紋別郡遠軽町生田原 1 4 3 - 3



建物図 (生田原車庫)

【7連車庫、鉄骨造、延面積96㎡】





状況写真 1



状況写真 2



状況写真 3